

第 2 1 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、審査請求に係る一部公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を公開とした決定は妥当でないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成26年 7月11日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2011年に行われた名古屋市総合体育館（以下「本件施設」という。）公募にかかる応募申請書一式（各社が提出した申請書一式）

- 2 平成26年 7月17日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件施設に係る事業計画書（平成23年度公募時のもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である〇〇共同事業体（以下「本件共同事業体」という。）に関する情報が記載されていたことから、本件共同事業体の代表企業である審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

- 3 平成26年 7月30日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

- 4 同年 8月19日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書には、個人の顔写真並びに従業員の氏名、資格及び経歴が掲載されており、この情報は、個人に関する情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報に当たり、非公開とする。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件行政文書には、事業者のノウハウに関する情報、経理・労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報が含まれており、公にする

ことにより通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの、事業者の事業運営に支障をきたすと認められるものについては、非公開とする。

- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年 9月10日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

公にすることにより通常有する競争上の利益を損なうと認められる審査請求人の独自提案やノウハウ、公にすることにより事業運営に支障をきたすと思われる審査請求人の内部管理に関する情報を記載した部分及び個人の顔写真等個人に関する情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報を除き、本件行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

- 6 同年 8月29日、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分のうち、上記 3で提出した意見書において公開に反対した箇所を公開した部分を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

- 7 同年 9月 9日、実施機関は、本件処分のうち本件審査請求に係る部分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、別表に掲げる本件審査請求に係る部分（以下「本件情報」という。）について取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

名古屋市教育委員会に提出した「行政文書公開決定等に係る意見書」（平成26年 7月30日付）にて記載したとおり、本文書は、審査請求人が選定されなかった案件の応募書類であること、記載されている内容は、審査請求人および本応募にかかる関係者全てのノウハウであり、公開されることにより不利益が生じることから、公開を反対するものです。

また、名古屋市国際展示場における平成25年度事業計画書の情報開示請求では、同様の意見書を提出（平成25年10月31日）した結果、ほぼその意見書どおりに非公開となった前例もあります。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 非選定事業者の事業計画書等の情報公開について

指定管理者の選定段階における提出書類については、条例に基づく情報公開請求の対象となる旨を、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成24年 4月改定）」に基づき、「名古屋市総合体育館（日本ガイシスポーツプラザ）指定管理者募集要項（平成23年 6月 1日公表）」（以下「本件募集要項」という。）に明記した。

2 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 具体的な取組みや独自の提案内容が記載されているものではなく、公表されている調査結果の引用や通常多くの申請者が記載するような一般的な内容が記載されているにとどまり、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(2) 審査請求人又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会等のホームページ上に掲載されている内容若しくはそれらと同等、及び会社法（平成17年法律第86号）上、公告しなければならないことが定められている情報であり、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(3) 施設名と指定期間、指定管理者名については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）上、指定管理者の指定は議会の議決を経なければならないとされているため、公にされている情報である。また、年間利用者数、所在地については各施設の所有者である地方公共団体の保有する情報である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報が、条例第 7条第 1項 2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全う

されるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、本件施設における平成24年 4月 1日から平成28年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、審査請求人を代表企業とする本件共同事業体から提出されたものである。

なお、本件共同事業体は本件施設の指定管理者には選定されなかった。

4 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

本件行政文書のうち本件情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、本件共同事業体が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出した本件行政文書に記載されており、本件共同事業体における本件施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する本件事業計画書であることから、当該法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、本件共同事業体に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の 2第 1項が、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定し、また、指定管理者の情報公開の推進に関する要綱（平成18年10月 1日施行）においては、情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならないとしているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、本市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公開することによる公益について

ア 本件において公開請求の対象となっているのは、指定管理者に選定されなかった企業の提出書類であり、実際の指定管理施設の管理運営に係る情報が記載されているわけではない。

イ したがって、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいとは認められない。

(5) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 本件行政文書は、本件共同事業体が本件施設の指定管理者に選定されるために提出した事業計画書であり、通常、専門的知識を活用した応募者の創意工夫が盛り込まれていることから、当該提出資料が公になり社会に流通していくことにより、実践されることのないまま他者に模倣されるおそれがある。また、本件情報は非選定者に関する情報であり、公にすることにより当該非選定者の社会的評価の低下を惹き起こす可能性が否めない。

非選定者としては他者に模倣されることなく、また、社会的評価を低下させることなく、今後自らが他施設の指定管理者の申請等において活用することへの期待が大きいといえる。

イ また、本件募集要項において、選定された事業者の提出書類については名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第2条第1号に定める個人情報を除き、原則として公開する旨が明記されているものの、選定されなかった事業者の提出書類については記載がない。本件行政文書が本件募集要項を前提に作成及び提出されていることからすると、選定されない場合には非公開とされる前提で作成された文書であったと認められるため、本件情報が非公開とされることへの期待は大きいといえる。

ウ したがって、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益は大きいと認められる。

(6) 以上のことから、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益が本件情報を公開することによる公益より大きいと認められるため、原則として、本件情報は、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるといえ、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

(7) しかしながら、本件情報のうち、既に公知となっている情報については、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益が認められず、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとはいえないため、これについて判断する。

ア 本件情報①について

(ア) 本件情報①は、本件行政文書全体を通して最も創意工夫した点やアピールポイント等について記載されたものである。

(イ) このうち、「申請者」については、指定管理者候補者の公募選定結果として本市公式ウェブサイト公表されていることから、既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報①のうち、「申請者」については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

イ 本件情報②について

(ア) 本件情報②は、本件行政文書の表紙及び目次となる部分であり、本件事業計画書の提出日及び本件共同事業体の名称並びに本件行政文書の項目が記載されたものである。

(イ) このうち、本件事業計画書の提出日及び本件共同事業体の名称は、指定管理者候補者の公募選定結果として本市公式ウェブサイト公表されていることから、既に公知となっている。また、項目のうち、様式⑦及び様式⑮の添付資料名については、募集要項において添付するよう求められている内容と同等である。

(ウ) したがって、本件情報②については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

ウ 本件情報③について

(ア) 本件情報③は、本市の施策に基づいた施設の管理運営の基本方針が記載されたものである。

(イ) このうち、スポーツを取り巻く状況について記載された部分は、一般的に公表されている情報に基づく内容が記載されているにとどまる。

(ウ) したがって、本件情報③のうち、スポーツを取り巻く状況について記載された部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

エ 本件情報④について

(ア) 本件情報④は、基本方針を踏まえた施設分野等の目標及び実施策について記載されたものである。

(イ) このうち、表「各施設の利用者数、利用率目標」の施設区分及び21年度実績が記載された部分については本件施設の利用者数実績であり、本件施設の所有者である本市の保有する情報である。

(ウ) したがって、本件情報④のうち、表「各施設の利用者数、利用率目標」の施設区分及び21年度実績が記載された部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

オ 本件情報⑤について

(ア) 本件情報⑤は、指定管理期間に安定した管理が行える経営規模、実績及び実務能力について記載されたものである。

このうち、代表団体及び構成団体の経営に係る情報として、各団体の経営成績及び会社概要が記載された部分がある。

(イ) 会社法第440条第 1 項の規定により、株式会社は、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされている。

そうすると、各団体は会社法上の株式会社であるものの、非上場企

業であり、かつ会社法上の大企業には当たらないため、経営成績のうち損益計算書上の項目である売上高に相当する年商については既に公知であるとは認められない。

(ウ) また、各団体の会社概要については、当該法人のホームページに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、既に公知となっている。

(エ) したがって、本件情報⑤のうち、代表団体及び構成団体に係る会社概要について記載された部分並びに代表団体及び構成団体の経営成績（ただし、年商は除く。）については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

カ 本件情報⑥について

(ア) 本件情報⑥は、類似施設の管理運営実績について記載されたものであり、本件共同事業体の施設管理経験、管理施設の所在地、年間利用者数、期間及び成果・実績が記載されている。

(イ) 法上、指定管理者の指定は議会の議決を経なければならないとされているため、指定管理施設の名称、指定期間及び指定管理者の名称については既に公知となっている。また、指定管理施設の所在地、年間利用者数についても、各施設の所有者である地方公共団体により既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報⑥のうち、施設の名称、年間利用者数、所在地及び指定期間並びに指定管理者の名称については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

キ 本件情報⑧について

(ア) 本件情報⑧は、従業員の人材育成方針及び実施策について記載されたものである。

(イ) このうち、添付資料「週間ローテーション」のポスト数が記載されている部分については、募集要項に記載された内容又はそれらと同等

の内容であり、既に公知となっている。

- (ウ) したがって、本件情報⑧のうち、添付資料「週間ローテーション」のポスト数が記載されている部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

ク 本件情報⑨について

- (ア) 本件情報⑨は、関係法令の遵守体制について記載されたものである。

- (イ) このうち、プライバシーマークの取得について記載された部分は、プライバシーマーク付与事業者の登録番号、事業者名、所在地及び業種等が一般財団法人日本情報経済社会推進協会のホームページ上で公開されているため、既に公知となっている。

また、「名古屋国際会議場に関する個人情報保護に関する規定」は、当該施設のホームページで公開されているため、既に公知となっている。

- (ウ) したがって、本件情報⑨のうち、プライバシーマークの取得について記載された部分及び「名古屋国際会議場に関する個人情報保護に関する規定」については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

ケ 本件情報⑩、本件情報⑪及び本件情報⑲について

- (ア) 本件情報⑩は、公の施設として誰もが平等・公平に利用できる基本方針について、本件情報⑪は利用者の利便性向上のための新しい取組みについて、本件情報⑲は事業の評価の実行及び事業改善策について記載されたものである。

- (イ) このうち、本件情報⑩の利用申込から利用日までの基本的な流れについての記述部分、本件情報⑪の要望や意見の収集方法についての記述部分、本件情報⑲の業務状況確認の実施方法及び事業改善策についての記述部分については、本市のスポーツ施設において既に取り組まれている内容と同等の内容であり、既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報⑩の利用申込から利用日までの基本的な流れについての記述部分、本件情報⑪の要望や意見の収集方法についての記述部分、及び本件情報⑬の業務状況確認の実施方法及び事業改善策についての記述部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

コ 本件情報⑬について

(ア) 本件情報⑬は、本市の施策として実施するスポーツ教室事業、その他の企画等について記載されたものである。

(イ) このうち、「なごやマイ・スポーツ推進プラン」に沿った記述がされている部分については、一般に公表されている本市の施策に基づいた記述に過ぎない。

(ウ) したがって、本件情報⑬のうち、「なごやマイ・スポーツ推進プラン」に沿った記述がされている部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

サ 本件情報⑭について

(ア) 本件情報⑭は、自主事業の実施計画及び利用者数と施設稼働の拡大計画について記載されたものである。

(イ) このうち、本件施設の開館時間の現状について記載された部分については、本市から提供された施設の情報又はそれに基づいた記述に過ぎない。

(ウ) したがって、本件情報⑭のうち、本件施設の開館時間の現状について記載された部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

シ 本件情報⑯及び本件情報⑰について

(ア) 本件情報⑯は清掃及び外構植栽等の管理計画について、本件情報⑰は地域におけるスポーツ振興事業等の取組みについて記載されたもの

である。

- (イ) このうち、本件情報⑮のIS014001の取得について記載された部分及び本件情報⑮の財団法人名古屋観光コンベンションビューローについて記載された部分については、審査請求人又は当該法人のホームページ上で公開されている内容と同等であるため、既に公知となっている。

また、本件情報⑮の「新しい公共支援事業基金事業」について記載された部分については、当該事業を実施する他の地方公共団体が保有する情報である。

- (ウ) したがって、本件情報⑮の IS014001 の取得について記載された部分、本件情報⑮の財団法人名古屋観光コンベンションビューロー及び「新しい公共支援事業基金事業」について記載された部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

ス 本件情報⑯について

- (ア) 本件情報⑯は事業収支計画について記載されたものである。

- (イ) このうち、収支計画書の本件共同事業体の名称が記載された部分については、指定管理者候補者の公募選定結果として本市公式ウェブサイト公表されていることから、既に公知となっている。

- (ウ) したがって、本件情報⑯のうち、収支計画書の本件共同事業体の名称が記載された部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 9月 9日	諮問書の受理
9月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月27日	実施機関の弁明意見書を受理

11月 7日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月 8日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成30年 3月12日	審査請求人の意見陳述申出取下書を受理
5月24日 (第 8回 第 2小委員会)	調査審議
7月19日 (第10回 第 2小委員会)	調査審議
8月16日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 清水綾子、委員 豊島明子

別表

本件情報が記載された文書の名称	本件情報	非公開とすべき情報
指定管理者事業計画書（概要）（様式 5）	事業計画書全体を通して最も創意工夫した点、アピールポイント等のうち、管理を行おうとする体育施設の名称を除く全て（以下「本件情報①」という。）	申請者を除く全て
表紙及び項目	本件事業計画書の提出日、本件共同事業体の名称並びに本件行政文書の項目のうち様式⑦及び様式⑮の添付資料名（以下「本件情報②」という。）	
施設の管理運営の基本方針（様式①）	本市の施策に基づいた施設管理運営の基本方針（以下「本件情報③」という。）	スポーツを取り巻く状況について記載した部分を除く全て
基本方針を実施するための目標及び実施策（様式②）	基本方針を踏まえた施設分野等の目標及び実施策（以下「本件情報④」という。）	表「各施設の利用者数、利用率目標」の施設区分及び 21 年度実績を除く全て
安定的な経営体力（様式③）	指定管理期間に安定的に施設管理を行うことが可能な経営体制、経営体力（以下「本件情報⑤」という。）	代表企業及び構成企業に係る会社概要及び財務状況（年商を除く）を記載した部分を除く全て
類似施設の運営実績（様式④）	類似施設の管理運営実績（以下「本件情報⑥」という。）	施設の名称、年間利用者数、所在地及び指定管理期間並びに指定管理者の名称を除く全て
業務履行体制（団体の体制）（様式⑤）	安全かつ効率的な業務履行ができる体制（以下「本件情報⑦」という。）	全て
職員配置計画（様式⑥）	従業員の人材育成方針及び実施策のうち、添付資料	添付資料「週間ローテーション」のポスト数を除

	「週間ローテーション」の業務及びポスト名を除く全て（以下「本件情報⑧」という。）	く全て
関連法令の遵守体制（様式⑦）	関連法令の遵守体制（以下「本件情報⑨」という。）	プライバシーマークの取得に関する記述及び「名古屋国際会議場に関する個人情報保護に関する規定」を除く全て
公共性・公平性に基づいた利用の確保（様式⑧）	公の施設として誰もが平等・公平に利用できる基本方針（以下「本件情報⑩」という。）	「利用申込から利用日までの基本的な流れ」について記載した部分を除く全て
利用者本位のサービス提供（様式⑨）	利用者の利便性向上のための新しい取組み（以下「本件情報⑪」という。）	要望や意見の収集方法で本市のスポーツ施設で既に取り組まれているサービス内容について記載した部分を除く全て
広報・利用促進活動（様式⑩）	実現可能な広報・利用促進策（以下「本件情報⑫」という。）	全て
スポーツ教室・講座事業等の計画（様式⑪）	本市の施策として実施するスポーツ教室事業、その他の企画等（以下「本件情報⑬」という。）	「なごやマイ・スポーツ推進プラン」に沿った記述がされている部分を除く全て
自主事業の計画（様式⑫）	自主事業の実施計画及び利用者数と施設稼働の拡大計画（以下「本件情報⑭」という。）	本件施設の開館時間の現状について記載した部分を除く全て
メンテナンス（様式⑬）	施設の点検及び修繕計画とその予算（以下「本件情報⑮」という。）	全て
環境保持・環境配慮（様式⑭）	清掃、外構植栽等の管理計画（以下「本件情報⑯」という。）	ISO14001 の取得について記載した部分を除く全て

緊急時への備え (様式⑮)	災害・事故発生時に備えた 取組み、緊急・救急時の体 制（以下「本件情報⑰」と いう。）	全て
地域支援・地域連 携（様式⑯）	地域におけるスポーツ振興 事業等の取組み（以下「本 件情報⑱」という。）	（財）名古屋観光コンベン ションビューロー及び 「新しい公共支援事業基 金事業」について記載し た部分を除く全て
自己評価（様式 ⑰）	事業の評価の実行及び事業 改善策（以下「本件情報 ⑲」という。）	既に本市のスポーツ施設 において取組まれている 業務状況確認の実施方法 及び事業改善策について 記載した部分を除く全て
効率的な管理運営 (様式⑳)	コスト管理計画における中 長期計画、実施・改善計画 （以下「本件情報㉑」とい う。）	全て
事業予算の計画 (様式㉒)	事業収支計画（以下「本件 情報㉓」という。）	収支計画書の本件共同事 業体の名称を記載した部 分を除く全て
適正な委託・調 達・雇用（様式 ㉔）	業務委託内容及び金額、事 業者選定方法の計画（以下 「本件情報㉕」という。）	全て